

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成26年度 9月26日（金）11：30～11：59

2 場所 永田町合同庁舎 7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<提案者>

中村 紀子 株式会社ポピングス代表取締役CEO

田中 博文 株式会社ポピングス常務執行役員

長谷川 亮祐 株式会社ポピングス経営企画部

<事務局>

内田 要 内閣府地域活性化推進室長

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室室長代理

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事 特区における保育士・保育所制度に関する改革提案

3 閉会

○藤原次長 大変お忙しいところをすみません。それでは、特区のワーキンググループということで、本日は株式会社ポピングス代表取締役CEOの中村様にお出でいただいております。構造改革特区その他、当初から大変お世話になっておりまして、誠にありがとうございます。

「特区におきます保育士・保育所制度に関する改革提言書」ということで提案をいただいてございますので、時間30分程度ということでございますが、少し10分～15分で御説明いただいた上で意見交換とさせていただきたいと思います。

内容につきまして、一応議事概要、それから資料等々、公開の扱いが原則なのでございますが、その形でよろしゅうございますでしょうか。

○中村代表取締役CEO 結構です。

○藤原次長 それでは、八田座長、よろしくお願ひします。

○八田座長 本日は急にいらしていただきまして、本当にお忙しいところをお越しくださいましてありがとうございました。

それでは、早速、御説明をお願いしたいと思います。

○中村代表取締役CEO ポピングスの中村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、今回、提案を出させていただいた背景をお話しさせていただきます。

保育サービスというのは、いわゆる成長分野の一つとして国が位置付けた事業でもあると思っております。また、昨今の安倍総理大臣の女性の活躍推進ということで、大変ここに力を入れてこられて、2020年には指導的な立場に立つ女性を30%にしたいということもおっしゃられています。つい先日、世界から有名な女性たちを招いてのシンポジウムが行われて、私もシンポジストの一人として参加させていただいた。そういう女性の活躍推進をする背景として一番大切なのは、やはり子育て支援です。皆さん御承知だと思うのですが、この子育て支援で安倍総理はまた2017年度までに40万人分の保育所をつくるということを公言されておられます。今年度までに20万人分をつくるということなのですが、この40万人分をつくるということは、イコール保育士が7万4,000人も足りなくなると試算されております。

実は今東京だけではなくて全国的に保育士不足ということが言われておりますし、原因を弊社でも調査させていただきました。厚生労働省から、保育士の再就職支援と、潜在保育士の調査委託事業ということで、ポピングスがこの調査を全国的に開始し報告書を上げております。これが平成23年のもので、3年前になるのですが、全国に保育士資格者が約110万人いる中で大体40万人弱しか働いておらず、60万人以上の潜在保育士がいると言われています。なぜ潜在保育士になっているのか。そして、この方はこれからも将来ずっと現場に戻ってくるつもりはないのかどうか。もし、戻ってくるとしたならば、どういう条件であったら戻りたいと思っているか。主にこのようなことを調査いたしました。

その結果分かってきたのが、いわゆる長い、きつい、安いという保育士の待遇です。これが大変大きなやめる理由になっている。加えて、保育士自身に子どもができた段階で、他の園に子どもを預けながら仕事を続けて子育てができるとは思えないということが二つ目です。

では、今後も戻らないのかという質問に対しては、そうではなくて、60%の人がパートもしくは時短であれば戻ってもいいという回答が出ました。この結果は既に厚生労働省に出しております。我々の報告書のコンクルージョンとしては、これから潜在保育士を本当に現場に出ていくためには、ワーキングシェアが必要だろうということです。いわゆるパートということは週3日あるいは時短として1日のうちの4時間か5時間しか働きたくない方が60%いるということであり、この方々に対応できる就業形態を新たに保育所で実現しなければ復帰しませんと申し上げております。

しかし、今、認可保育所の中で常勤保育士1名に対して給料を払う条件といたしまして

は、その方が1日6時間以上、1週間で5日以上働く人を常勤保育士として給料が補助金の中から支払われていくわけですね。そうなりますと、今の潜在保育士が言っているワークシェアをした段階で、もうここで常勤保育士から外れるわけです。厚生労働省はこの潜在保育士のアンケート調査から、結果としてもう少し多様な就労形態を保育園の中につくっていくということが必要だということがわかると思います。

弊社は全国に140か所、保育所を展開しておりますが、その中には認可保育所、東京都認証保育所、事業所内保育所と、フルラインで展開しているのが特徴です。東京の中でも約90か所、認可、認証、事業所内を展開しておりますけれども、ここで起こっているのは、まさに保育士不足です。自治体から、とにかく保育所をつくってほしいということで、場所まで提供いただく場合もあるのですけれども、保育士が集まらないために、これが実現できない。

一番直近の話ですと、10月1日開園だった株式会社立の130人枠の認可保育所が延期になりました。その理由は、保育士が集まらなかつたことです。一方で、弊社は東京都認証保育所という、保育士は60%でよいという保育所も三十数箇所やっており、東京で認証保育所と認可保育所、同じぐらいの数を運営しています。東京都では第三者評価機関というのがあり、この機関が認証保育所と認可保育所、両方の保護者の満足度調査を行った結果、なんと認証保育所のほうが保護者の満足度が高い。フレキシビリティであったり、あるいは保育者の質であったり、そういうものが高いう結果が出てしまいました。

厚生労働省はこれまで、認可保育所の中には保育士が100%必要であると進めてきました。理由は、保育の質を担保する絶対的なものであると言つて配置条件の緩和を絶対してこなかつたわけですね。ですが、実際に今利用者、保護者の立場から見ますと、いわゆる認可保育所よりも認証保育所の6割しか保育士がいない中のほうがかえつて満足度が高いのです。都心部で待機児童が多く出ていますが、都心部には色々な方が住んでおられて、そういう方が保育所に求めてくるニーズ、要望が今までの認可保育所の最低基準だけをやつていればいいという段階から、さらにもう少し上の質の高さ、あるいは学校教育、3歳からは幼稚園と同じような学校教育を保育所の中でもしてほしいということなのです。幼保一体化という言葉が使われているにもかかわらず、なぜ実現できていないのかと。認定こども園もこれからどうなるか分かりませんが、いわゆる保育所は保育所、幼稚園は幼稚園としてまた残ってしまった。そうすると、お母様方の中には不満があります。一度保育所に預けてしまうと、自分の子どもたちに3歳児以上から幼稚園でやっているような学校教育が行われていないのではないかと。そうすると、小学校に入ったときに小1プロブレムというのが起こつてくるのではないかと。

さらには、たつた1人の自分の子どもに、例えば幼稚園でしたら、いろんなお稽古ごとに通わせていく、あるいはお稽古等を園の中でできるような、多様な専門家が入ってきて、英語教育あるいは音楽教育、体操教室、こういったものが受益者負担でやってもらえる。こうやって、いわゆる子育ての中の多様なお母様方のニーズに対して幼稚園は応えてくれ

るのに、認可保育園ではできないケースも少なくありません。

これらの利用者の声をまとめますと、要は2万4,000か所、230万人が預けられている認可保育所の中で、これからも保育士が100%である必要はあるのだろうかと疑問に思います。まさに、この認可保育所の中でこそ規制改革を行うべきではないでしょうか。例えば乳幼児はどうしても保育士の資格が必要だと、それは結構です。ただ、3歳児以上は学校教育を入れていく。したがって、学校教育と保育を合わせた、エデュケーションとケアを合わせたエデュケアという言葉が既にもう東京大学の秋田喜代美先生にも使われておりますし、お茶の水女子大の内田伸子先生にも使われております、認可保育所の中でこそエデュケーションとケアができる形に規制改革をしていくべきではないでしょうか。

このような考えに則ると、保育士100%にこだわっている必要が全くなく、3歳児以上のところは今の幼稚園教諭の免許だけでもいいですし、もしくは小学校教諭でもいいです。または、多様な個性を伸ばすという意味で音楽の先生、体操の先生、あるいはアート、そういう専門家の先生たちが入って来られるように保育士100%の規制を緩和して、多様な人材が入って、子育てを支援する。さらに加えるならば、今、発達障害を持っているお子様が非常に多いです。その中で、保育士だけでは判断できないことに、臨床心理士という資格を持った方が入ってきてくださってもいいでしょう。更にはシニア層にたくさん入ってきていただいて、お昼寝のとき、お散歩のとき、そういうときに子育てサポーターとして今の保育士の負担あるいは仕事のきつさを軽減できると考えています。

今回の提案は、どこかの地域だけでも認可保育所において、3歳児以上に対して保育士100%を規制緩和していただく。実験的にもう少し多様な人材を登用して、弊害の有無をしっかりと保護者からも、お子様の発達状況からも、自治体からも、保育士自身あるいは専門家の方々からも見て、きちっとアンケート調査をとった上で、もし弊害がなければ、これから全国的な規制緩和、改革につなげていければいいと考えております。

○八田座長 2番も続けてお願ひします。

○中村代表取締役CEO 次に、2番目ですけれども、今の保育士専門学校、短大、大学で1年間に卒業してくる人数は3万5,000人と言われているのですが、この方々は学校を卒業するだけで国家資格である保育士資格が取得できます。

ところが、1回社会に出て保育士以外の仕事をしたり、あるいは社会に出てから子育てをしたりしながら、保育士の資格を取りたいと思った人たちが国家資格を取るチャンスは、年に1回の8月、この国家資格を受けなければいけません。どうやら今から10年ほど前は各地方自治体でそれぞれに国家資格の試験を実施していたのが、いつからか、年に1回になってしまっている。そして、その合格率は去年が17%、その前が18%と、非常に低いのです。落とすために国家試験を実施しているのかと。この保育士不足の折に、社会経験あるいは実務経験、いろんな意味の常識、子育て経験、そういうものを持った方々があえて国家資格を取ってくださって働いてくださると保育所にとっては大変質が向上いたします。

それにもかかわらず、年に1回、しかもこの保育士不足の中です。是非複数回数にして

ほしいということで、せめて年に2回ということを厚生労働省にもお願いしております。ところが、事務手続が煩雑であるとか、1回当たりの金額が高くなるとか、5～6年すればもうその必要がなくなるとかということで動いていただけませんでした。できればこれは自治体ごとにもう一回、きっちりとその自治体が必要と認めた場合に、その自治体の中で試験が実施できるという形に保育制度をえていただけないかというのが2番目のところです。これは時限的でも結構ですし、自治体自身が人口推移を一番知っているわけで、出生率も大体分かるわけですから、自治体の判断にもう一回任せさせていただけないかということです。

○八田座長 どうもありがとうございました。非常に分かりやすい説明でした。

関連して伺いたいのですけれども、この何年か前までは地方でバラバラに試験をした。そのときに試験問題を作っていたのはどこなのでしょうか。

○中村代表取締役CEO それは保育士養成校の方々が作った、全国保育士養成協議会というのがございます。そこが作っているということです。

○八田座長 当時もそうなのですか。

○中村代表取締役CEO 当時はどうだったのでしょうか。

○田中常務執行役員 当時は各自治体が独自に作って、委託してという形で。

○八田座長 それはどういうところに委託したのでしょうか。

○田中常務執行役員 その情報はちょっと。

○八田座長 それが全国保育士養成協議会以外のところに頼んでいた可能性はあるわけですか。というのは、もしそこに頼んだら全国同じ問題になってしまいますね。だから、バラバラだったということはそうなのでしょうね。そういう主体が今後も県ごとに作れる可能性はあるということでしょうね。

○田中常務執行役員 はい。

○八田座長 あと、どうぞ。

○原委員 今の関連なのですが、試験が難しすぎてほとんど落とされてしまうというお話をございましたけれども、これは仮にどこかの県なりで独自に試験をやりますということにしたときに、法律なり国のルールでどの程度試験の中身と言いますか、それが縛られているものなのでしょうか。要するに相当程度簡単な試験にできるのか、あるいは一定のルールがあってなかなか難しいのか。

○中村代表取締役CEO おそらく全国保育士養成協議会の中にそういうグループが、いわゆる国家資格の試験問題を考えていくワーキンググループがあると思うのです。それはほとんど大学の先生たちが入っています。

株式会社や社会福祉法人が入っているのかどうか分かりませんが、ほとんどが大学の先生です。今、保育所で何が起こっていて、保育士に求められているスキルは何なのか。例えば弊社が保育士を今まで10人面接すると8～9人落とし、2割ぐらいしか採用しませんでした。ところが、今は10人来たら9人まで採用しなければもうやっていけない。もう

その状態になっています。

そうなりますと、入社してから大変な困難に遭います。例えば現場の業務の中で、保育士の自分がやらなければいけないことが何なのかということがトレーニングされていないものですから、いきなりお子様対お子様、あるいは対御両親とのコミュニケーション、このようなところでイメージやこれまでの経験とのものすごいギャップが生じてくるのです。そして、自信を喪失する。更には、若い方が場合によりますと、入社して1か月、もしくは3か月でやめていくということが頻繁に起きています。特に弊社の場合には、教育研修は厳しくしますので、まさかこんなはずではなかったと、私は子どもが好きだから保育士になったのに、保育園はこんなことまでパソコンで、こういう連絡帳で、こういうドキュメンテーションをして、保護者に対してこういう報告とこういう相談をしなければいけない。そういうことが、大学の先生方はご存知なのかもしれません。加えて、株式会社が保育所を運営することについて、まだ斜めで見てらっしゃるのです。ポジティブには自分の学生たちを株式会社立の保育所に入れたいとは思わない。

まず、自分の子どもたちに推薦するのは公立保育園です。それがダメだったら社会福祉法人そして、それがまたダメだったら、しょうがないから株式会社でも、という感じなのです。しかし、これまで保育業界の中で公立と社会福祉法人の保育所というのは、全く競争のない世界でやってきているわけで、そこに株式会社が入って保護者やお子様のためにより良い保育サービスを作ろうといって必死に努力をしている。この経過も知らない先生たちも問題です。

従いまして、先生が知らないことから学生たちにその現実を教えてあげられない。それがリアリティックとして、保護者のニーズに応えようとする株式会社立の保育所に入ったときについていけなくなってしまうという問題が起きてくる。

ですから、我々としては、もっと子育て経験者が日本の中で、子育てというのはキャリアではないというのは誰が言ったのかと。こんな素晴らしいキャリアは女性にとってないではないかと。したがって、女性にとっての子育ては一つのキャリアと認めて、これに対して保育士の国家資格を取りやすいようにしていただきたいのです。

○田中常務執行役員 資格を取りやすくしていただきたいというのと、パワーポイントの資料の2ページ目に書いているのですけれども、実数は少ないので、弊社、認可保育所の保育士に対してアンケート調査を行いました。皆さんのが声をそろえて言うのが、やはり子育て経験者にすごく助けられている。やはり子育て経験というと、保護者ともお話ができますので、そういう面ではすごく優れているというところと、結局は保育士というところに限定することによって、逆に保育の質を低めているという現実、これはもう絶対的な現実としてございます。これが毎年毎年大きくなっているというところで、保育士が足りないから保育士ではない者を認めてくれではなくて、実際には保育士以外の者のほうが優れている場合があるという観点から、そこを認めてくださいというのが現場の声でございます。

○八田座長 ということは、今、原委員が最初に伺ったような、国としてのこれとこれだけ教えるという縛りがあるわけではないのですね。要するに、この試験の中身として、学校だと指導要綱みたいなものがありますね。それに類した、これとこれを教えなさいというはあるのですか。

○田中常務執行役員 保育士試験についてですか。

○八田座長 そうです。縛りが。

○田中常務執行役員 試験の科目がありまして。

○八田座長 科目以外、その中身もかなり固定。

○田中常務執行役員 そうですね。科目の中身もこういうものというのが。

○八田座長 その線に沿った問題を作る限り、この何とか協議会がやらなくても大丈夫ということですか。

○田中常務執行役員 そうですね。以前はこういった形で、これは平成元年なのですが、保母資格のときには各自治体が運営していました。各県の条例に基づいて実施していたのですが、厚生労働省もその問題の質を問い合わせるためにある基準という形で公表しております。それに基づいて実施されていたということですので、事例はあります。

○原委員 その科目ですとか基準ですとかに沿って問題を作つて、皆さん方のとりたいような方々が保育士になられるような試験を作れるものなのか、あるいはそこの基準自体、あるいは科目の設定の仕方自体変えないといけないのかというところはいかがでしょうか。

○田中常務執行役員 これは個人差があると思いますが、正直申し上げて、この理論は本当に実際の保育に必要だらうかという理論が出されるケースは多々あります。栄養学ですか保育原理と言いますと実践にすぐ役立つのですが、そうでない本当に重箱の隅をつくような形で出されて、その1科目が受からなくて結局受からないという方も中にはおります。昨年ですと、弊社ですと、ある1科目に泣いた人間が80名のうち20名近くおりましたので、かなり。今年は、今度は違う問題でまた重箱の隅をつく問題で同じような形になっているという現状です。ですから、科目間によつても結構な問題の難しさというのはあります。

○原委員 特に2つ目の点については、どこかの県なりか都なりかで分からないですけれども、やっていただかないと進まないことだと思うのですが、そのあたりはどこか目途があるのですか。

○中村代表取締役CEO 東京都が本当は舛添知事がこのことにもう少し関心を持っていただけたらと思います。例えば今日も中央区の担当者の方と話をしていたときにも、この保育士不足に関しては一つの区だけの問題ではないと。これはとにかく自治体の大きい大もとのところが動かない限りどうしようもないということなのです。ですから、市町村もお手上げ。これを動かせるのは東京都とか大阪府とか、県単位。

○八田座長 神奈川県はどうですか。

○中村代表取締役CEO 神奈川も非常に不足をしていましたし、実は先週でしたか、神奈川県

の潜在保育士の調査委託事業と、その潜在保育士に対する研修事業、これをポピングスのほうで受託をしまして、これから10月から始まって来年の3月まで6か月間で、神奈川県だけで潜在保育士が約6万人。この6万人を全部洗い出していくということでやってまいります。今ちょうどやっている最中なのが埼玉県からも今受託をいただきまして、埼玉県は県内に6万人いるのです。この6万人を顕在化させていくという調査を今やっている最中です。したがって、東京都はもう既に私どもNPOポピングスでやっていますので、東京都と埼玉県と今度神奈川県の潜在保育士をやっているのですけれども、いくら調査をしても、国がいわゆる動いていないというのが実感としてあります。

○八田座長 事務局、ありますか。

○藤原次長 御提案を受けまして、関係省庁もお呼びしていますので、また、保育士試験を2回実施すべき旨は6月の改訂成長戦略にも記載させていただいておりますので、その線で進めさせていただきたいと思います。

○八田座長 これは例の成長戦略の2回というものの具体化ですね。それに必要な法律の改正みたいなことを提案いただいたものと受けとめています。

それでは、本当にお忙しいところをいらしていただきまして、ありがとうございました。
お話をよく分かりました。よろしくお願ひいたします。